

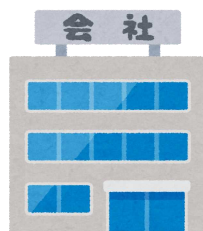
電気料金高騰及び冬季に予想される電力需給ひっ迫への対策として、市内中小企業者が将来的なコスト削減を目的に、既存の設備を省電力設備へ更新するために要した購入・設置経費の一部を助成します。

## ◎補助対象者

以下の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

- (1)主たる事業所が江別市内にある中小企業者(個人事業主を含む)
- (2)令和4年1月から9月までの任意の1ヶ月間に市内の事業所で使用した電気代の支払額(税込み)が2万円以上の者
- (3)令和5年1月31日(火)までに補助金交付の申請を行い、令和5年2月28日(火)までに省エネ機器の購入、設置、支払い、実績報告が完了できる者
- (4)今後も事業を継続する意思のある者

※1事業者1回限りの申請です。



## ◎補助額

以下の(1)又は(2)のいずれか金額の低い方が補助額となります(千円未満切り捨て)。

- (1)補助対象経費に4分の3を乗じた金額
- (2)補助上限額(法人60万円、個人事業主30万円)

## ◎申請期間(※2段階の申請となります)

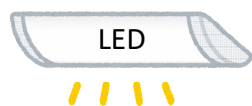
- (1)交付申請:令和4年11月1日(火)～令和5年1月31日(火)
- (2)機器の購入、設置、支払い、実績報告期限:令和5年2月28日(火)

## ◎申請方法

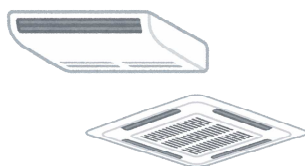
機器の購入前に、江別市に対し交付申請をしていただきます。  
申請についての詳細は、下部記載のホームページをご参照ください。

## ◎補助の対象となる省エネ機器とその経費

### ①LED照明機器



### ②空調機器(エアコン)



※温度及び湿度調整機能を有すること

### ③冷凍・冷蔵庫



- ・事業用機器の本体購入および設置経費が補助対象経費となります。
- ・市内の工場、店舗、事務所等に設置するものに限りません。
- ・購入、設置に要した経費が10万円以上(税抜き)のものを対象とします。
- ・商品は原則、市内事業者から購入、取り付けをするものを対象とします。

## <問い合わせ先>

江別市役所経済部商工労働課 TEL:011-381-1023(8時45分～17時15分、土日祝を除く)

江別市ホームページ(本事業について記載) <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/109738.html>